

2017 年 7 月 10 日

経済産業大臣 世耕弘成 殿
環境大臣 山本公一 殿
北海道知事 高橋はるみ 殿

北海道北部地域の風力発電施設建設計画地における鳥類生息地の保全を求める要望書

日本鳥学会鳥類保護委員会
委員長 佐藤重穂

北海道利尻礼文サロベツ国立公園を中心とするサロベツ原野とその周辺に広がる周氷河地形を有する北海道北部地域（添付資料 1）は、国内を代表する貴重な野生生物の宝庫であり、その一部は国際的に重要な鳥類生息地（IBA）に登録されています。また、宗谷岬一帯はサハリンを経由して渡来・渡去する多様な鳥類種の渡り経路としても重要なエリアです。

この地域に生息する野生生物には多くの絶滅危惧種が含まれ、環境省の種の保存法による国内希少野生動植物種等に指定されているオジロワシやタンチョウなどの鳥類が繁殖しています。また、国指定天然記念物に指定されているオオワシやオオヒシクイなどを含む渡り鳥の重要な渡り経路や中継地（渡り途中の一時的な生息地）があり、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全と賢明な利用を目的とした、ラムサール条約登録湿地およびその潜在候補地が複数存在します。

北海道北部地域では、2017 年 5 月現在すでに多くの風力発電施設が稼働しており、172 基の風車が設置されているのに加えて、以下のような新たな大規模風力発電施設が計画されています：道北エナジー社による大規模風力発電 7 事業（増幌・樺岡・川西・川南・勇知・芦川・豊富山）及び浜里、宗谷丘陵、エコ・パワー社による複数事業（稚内市・豊富町における風力発電事業及び幌延町・天塩町における風力発電事業）及び浜里、猿払村及び浜頓別町並びに三浦電機（株）による事業（仮称「北海道（道北地区）ウインドファーム豊富及び稚内」）。これらの計画により、新たに 700 基を超える風車が建設される可能性があります。このような風力発電施設の集中は、鳥類に対してバードストライク（風車への衝突死）、風車を回避するための飛行経路変更によるエネルギーの損失、および生息地放棄などの悪影響をもたらすことが懸念され、とくに希少な鳥類個体群には重大な影響を及ぼす恐れがあります。たとえば、これまでに北海道で風車に衝突して死亡したオジロワシは少なくとも 44 羽に及び、その事故の多くが北部日本海側の施設で発生しています。複数のオジロワシの営巣地に隣接した当該地域におけるさらなる風車群の建設は、より多くのバードストライクを引き起こすおそれがあります。また、ガン類などの渡り鳥は、本州の

越冬地との春秋の往来において複数回の迂回を強いられた場合、そのエネルギー損失量の累積的な増大により、繁殖率や生存率の低下を引き起こす可能性が指摘されています。

一方、近年では北海道だけでなく東北地方など全国各地において、既存風力発電施設の隣接地や、風況の良い限られた地域内に多くの施設が計画されています。日本では南北に細長い列島を縦断するように移動する渡り鳥が多いことから、先に挙げた度重なるバードストライクのリスクや、渡り・移動経路上にある風車群の迂回に伴うエネルギー損失が鳥類におよぼす累積的な影響について、適切に予測・評価することは非常に重要と考えます。しかし、このような複数の風力発電施設による鳥類個体群への累積的な影響を評価するための手法は確立されていません。従いまして、累積的な影響については、既存風車や計画中の他事業施設も含め、できる限り対象種に影響する可能性のある全施設による影響を、予防原則に基づいて評価することが重要であり、不確実性を伴う場合も含めて鳥類個体群への悪影響が予測される場合には、立地や事業規模の見直しを含めた慎重な対策が必要と考えます。併せて経済産業省と環境省には、複数施設による鳥類個体群への累積的な影響に対する適切な評価手法を確立するための調査研究を早急を実施するなどの、積極的な対応を求めます。

以上の事由に基づき、日本鳥学会鳥類保護委員会は、北海道北部地域における希少な鳥類の生息地およびこの地域を利用する渡り鳥個体群を保全するために、以下の1~6の事項について要望するとともに、各要望に対する経済産業大臣、環境大臣、北海道知事の具体的なご意向を伺いたく、ご回答いただけますようお願いいたします。

1. 現在計画中の風力発電施設建設事業の環境影響評価について、バードストライクの発生、渡りや移動の飛行経路の変更および生息地放棄等による鳥類への影響が過小に評価されることのないよう、適切かつ十分な現地調査と専門家の助言を取り入れた慎重な評価が実施されているかを審査し、不十分な場合には事業者への指導を行うこと。
2. 渡り鳥における影響の評価においては、往路では越冬地までの、帰路では繁殖地までの渡り経路上や中継地に存在する複数の風力発電施設による影響が予防原則に基づいて評価されているかを審査し、不十分な場合には事業者への指導を行うこと。
3. 上記の2および3において影響が無視できないと評価された場合には、立地や事業規模の見直しも含めて影響を回避・低減するための慎重な対策をとるよう、事業者に指導すること。
4. 悪影響の軽減・回避策を取り入れてもその効果に不確実性が伴う場合には、有識者の意見を取り入れて適切な手法による事後調査を実施し、その結果を慎重に分析して再評価を行うよう指導すること。

5. 複数の施設による鳥類個体群への累積的影響の評価手法が確立されていないことから、経済産業省および環境省は事業者によりこの影響が適切に評価されるよう、早急にその手法に関する調査研究を実施して指針を示すなどの対応をとること。
6. 上記5の指針が示されるまでには時間を要すると考えられるが、状況が逼迫していることから、現状においては関連事業者（累積的影響の可能性が想定される事業者）、自治体、関連分野の専門家、地元有識者、鳥類保護団体などから構成される協議会を設置し、予防原則の下で累積的影響の回避・低減について協議する場が必要である。また、この協議会の設置運営は関係者の構成から経産省また環境省が行うべきと考える。このことについて経産省また環境省の見解を求めるとともに、協議会の設置を要請する。

希少鳥類種の繁殖地や渡り鳥の重要な飛行経路や中継地が集中するこの地域にこれほど多くの風力発電施設が集中することは、国際的な鳥類保全の見地においても大きな問題であることから、早急な対応が求められる状況にあると考えます。

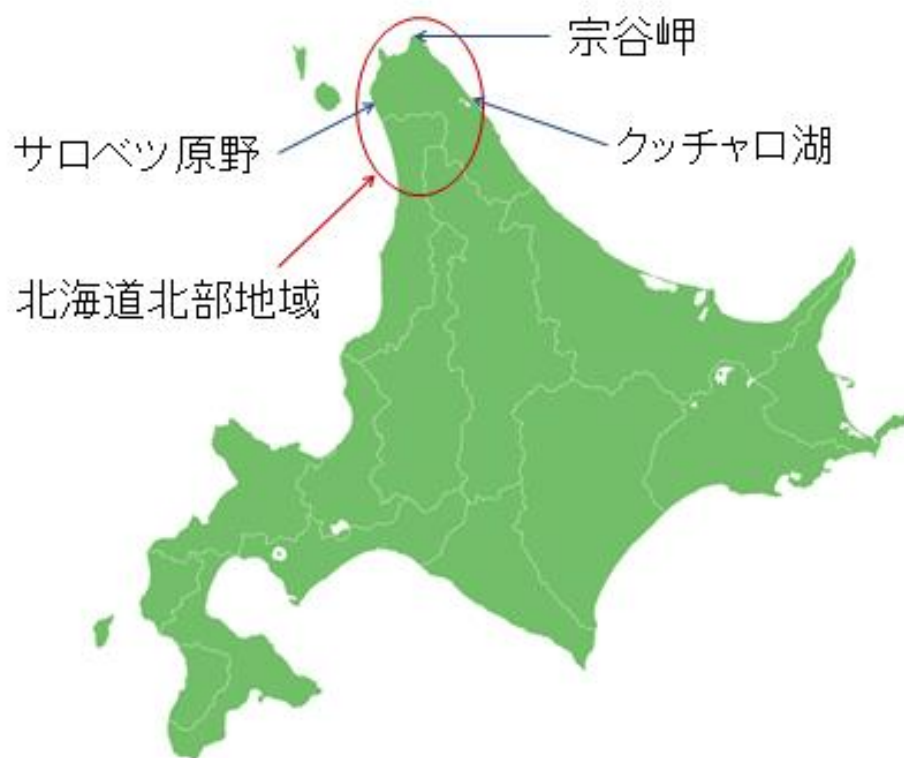
関係行政機関におかれましては、希少種をはじめとした鳥類個体群に悪影響がもたらされることのないよう、上述した内容についてご配慮いただくとともに、北海道北部地域の鳥類の重要な生息地や渡り経路を保全するために必要な措置をとっていただきますようお願いいたします。

【連絡先】

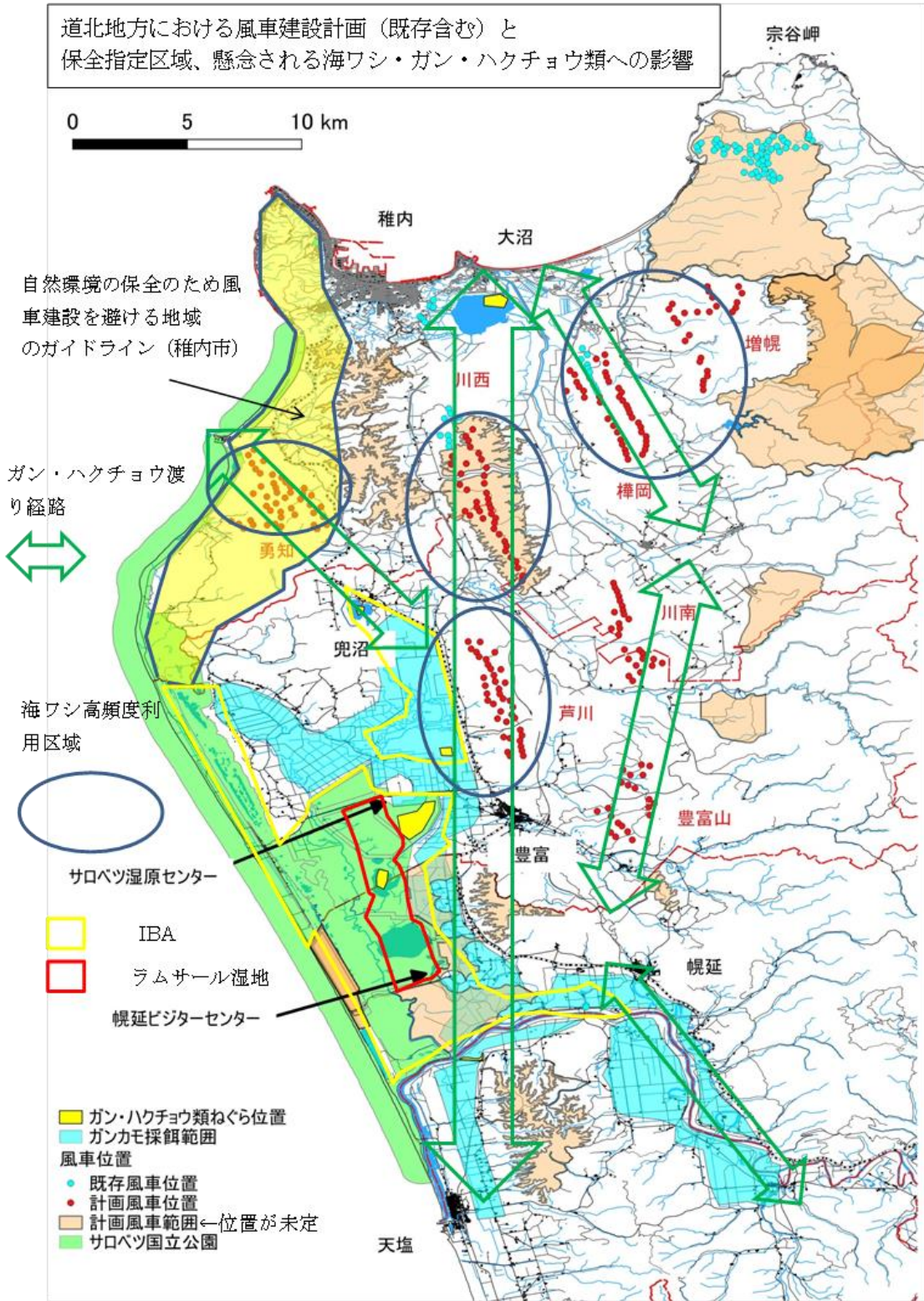
日本鳥学会鳥類保護委員会 委員長 佐藤重穂
〒062-8516 札幌市豊平区羊ヶ丘7 森林総合研究所北海道支所
Email : shigeho@affrc.go.jp

添付資料 北海道北部地域における鳥類生息地の保全を求める要望書の背景説明資料

1) 北海道北部地域の位置図



2) 北海道北部地域における風力発電施設と保全指定区域および鳥類生息地の状況



(認定特定非営利法人サロベツ・エコ・ネットワークによる)

3) 国指定天然記念物鳥類種の道北地域における生息状況について

(1) タンチョウ

宗谷地域では近年、特別天然記念物指定種タンチョウの繁殖が確認されるようになり、繁殖つがい数が増加傾向にある。本種はこれまで、道東地域に集中していたが、生息地分散の観点等から、当地域の重要性が増している。

本種は、採餌場所への移動や渡り時に、増幌・川西・川南風力発電事業予定地周辺上空で姿が確認されている。

(2) オジロワシ・オオワシ

宗谷地域全域は、オジロワシ・オオワシの越冬地となっている。中でも宗谷岬は、オジロワシ・オオワシの主要な渡り経路であり、ボトルネックに当たる場所であるため、多くの個体が集中する。また、当地域全域には、冬季に渡ってくる個体群の他に、周年生息し繁殖するオジロワシが10つがい以上いる。

風力発電事業予定地の海岸沿いは、冬期のオジロワシ・オオワシの主要な移動経路に当たる。一方、増幌・樺岡風力発電事業予定地周辺は、冬期のオジロワシ・オオワシの渡りの主要な中継地であり、多い時には400羽が集結する。

(3) ヒシクイ・マガン

宗谷地域は、日本とシベリア間を渡るヒシクイ(亜種オオヒシクイ5千羽)・マガン(4万羽)の国際的な中継地で、ボトルネックの場所となっており、渡り経路として利用している。中でも、勇知・川西・樺岡・増幌風力発電事業予定地は、両種の主要な渡り経路になっていることが、これまでの調査から明らかになっている。

サロベツ原野は亜種オオヒシクイの国内最大級の中継地である。また、近年、マガンの個体数は増加傾向にあり、中継地の重要性が増している。

(認定特定非営利法人サロベツ・エコ・ネットワークによる)

4) 道北地域における希少な鳥類の生息種リスト

分類群	科名	種名	選定基準			
			国文化財	種の保存法	環境省レッドリスト	北海道レッドリスト
鳥類	キジ科	エゾライチョウ			DD	R
		ウズラ			VU	R
	カモ科	ヒシクイ	天		VU/NT*	R
		マガン	天		NT	R
		コハクチョウ				R
		シノリガモ			LP	R
		オシドリ			DD	R
		ミコアイサ				VU
	ツル科	タンチョウ	特天	国内	VU	EN
	クイナ科	クイナ				R
		ヒクイナ			NT	R
	ヨタカ科	ヨタカ			NT	R
	シギ科	オオジシギ			NT	R
	ウミスズメ科	ウミガラス		国内	CR	CR
		ケイマフリ			VU	VU
	ミサゴ科	ミサゴ			NT	VU
	タカ科	ハチクマ			NT	R
		オジロワシ	天	国内	VU	EN
		オオワシ	天	国内	VU	EN
		チュウヒ			EN	VU
		ハイロチュウヒ				R
		ハイタカ			NT	VU
		オオタカ		国内	NT	VU
		サシバ			VU	
		ケアシノスリ				R
		クマタカ		国内	EN	EN
	フクロウ科	トラフズク				R
		シロフクロウ				R
	キツキ科	オオアカゲラ				N
		クマゲラ	天		VU	VU
	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	VU
		シロハヤブサ				R
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	
モズ科	アカモズ			EN	R	
セキレイ科	ツメナガセキレイ				R	
センニュウ科	マキノセンニュウ			NT		
アトリ科	ギンザンマシコ				R	
ホオジロ科	シマアオジ			CR	R	

特天: 特別天然記念物

天: 天然記念物

国内: 国内希少野生動植物種

CR: 絶滅危惧IA類

EN: 絶滅危惧IB類

VU: 絶滅危惧II類

NT: 準絶滅危惧

DD: 情報不足

R: 希少種(北海道レッドリストでのカテゴリー、環境省の準絶滅危惧に相当)

*: 2亜種が記録され、亜種により異なるカテゴリーにランク付けされているため併記

(認定特定非営利法人サロベツ・エコ・ネットワークによる)

5) ラムサール条約登録湿地・潜在候補地について

ラムサール条約は正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年2月にイランのラムサールで採択された湿地の保全に関する条約である。2016年現在、日本を含む169か国がこの条約を締結しており、日本国内では50箇所の湿地が登録されている。

北海道北部地域においては、クッチャロ湖が平成元年7月に、サロベツ原野は平成17年11月に本条約登録湿地となっている。

参考：環境省ホームページ ラムサール条約登録湿地

<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html>

参考：環境省ホームページ クッチャロ湖

https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsarsitej/RamsarSites_jp_web09.pdf

参考：環境省ホームページ サロベツ原野

https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsarsitej/RamsarSites_jp_web10.pdf

また、環境省はラムサール条約湿地の登録を推進するため、ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認められる湿地（潜在候補地）を2010年に全国から172ヶ所選定した。北海道北部地域では、声問川、猿払原野、天塩川下流域が選定されている。

参考：環境省ホームページ ラムサール条約湿地潜在候補地の選定

<http://www.env.go.jp/press/12982.html>

6) 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインについて

北海道は、太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備が景観上の影響が広域的に及ぶことが予想され、周辺景観への配慮が必要であるとして、平成27年11月「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、北海道の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けて、配慮すべき点を示しており、その中で、「ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける」としている。

参考：北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>

7) 北海道自然環境保全指針について

北海道は、良好な自然環境を適切に保全するために、自然環境保全指針を1989年に策定している。このなかで、すぐれた自然地域を選定しているが、サロベツ原野は日本を代表する湿原、特異な海岸植生、すぐれた海岸植生、水鳥類大規模飛来地、全国的レベルで重要な生物とその環境、日本を代表する特異な地形・景観など13種類のすぐれた自然の要素を持つ場所として選定されている。

参考：北海道自然環境保全指針

http://www.ies.hro.or.jp/seisakuka/gyosei_shiryo/pdf/06shizen/index.htm

8) 道北地域における各風力発電事業の法・条例等で規制や指針のある場所
事業ごとの法令等で規制のある場所および指針に該当する箇所は以下の通りである。

宗谷丘陵

- ・稚内市風力発電施設ガイドラインにおける「自然保護等から建設が好ましくない場所」および「法規制により極めて建設が困難な場所」を含む
- ・対象事業実施区域の大部分が「国有保安林」
- ・日本の地形レッドデータブック 保存すべき地形「宗谷丘陵の周氷河性波状地」、日本の典型地形「宗谷丘陵」を含む
- ・特定植物群落 「宗谷丘陵ササ草原」、「東浦（宗谷丘陵）自然林」を含む

浜里

- ・北海道自然環境保全指針（平成元年 北海道）すぐれた自然地域の「すぐれた砂丘・砂浜」（遠別～浜里海岸）を含む
- ・日本の典型地形「稚内（砂丘・風紋）」を含む
- ・区域の東側一帯が IBA 指定地
- *ラムサール条約登録湿地（サロベツ原野）、国・道鳥獣保護区に隣接
- *利尻礼文サロベツ国立公園特別地域特別保護地区に隣接

増幌

- ・日本の地形レッドデータブック 保存すべき地形「宗谷丘陵の周氷河性波状地」、日本の典型地形「宗谷丘陵」を含む

樺岡

- ・対象事業実施区域の大部分が水源涵養保安林指定林

川西

- ・国有保安林を含む

芦川

- ・日本の地形レッドデータブック 保存すべき地形「宗谷丘陵の周氷河性波状地」「サロベツ湿原」、日本の典型地形「宗谷丘陵」を含む

勇知

- ・国有土砂流出防備保安林を含む
- ・稚内市風力発電施設ガイドラインにおける「自然保護等から建設が好ましくない場所」を含む
- ・特定植物群落 「稚内～抜海丘陵ササ草原」を含む

北海道地区 WF 豊富（配慮書段階）

- ・重要な自然環境のまとまりの場として、植生自然度 9 の「コケモモトウヒクラス域自然植生」、「ブナクラス域」を含む
- ・「水源涵養保安林」を含む

北海道地区 WF 稚内（配慮書段階）

- ・稚内市風力発電施設ガイドラインにおける「自然保護等から建設が好ましくない場所」
- ・特定植物群落 「稚内～抜海丘陵ササ草原」を含む
- ・「水源涵養保安林」を含む

稚内市・豊富町風力発電事業

- ・特定植物群落「稚内～抜海丘陵ササ草原」を含む
- ・重要な植物群落 「植生自然度 9 の自然林」や「植生自然度 10 の自然草原」を含む

8) オジロワシの風車へのバードストライクについて

オジロワシの風車への衝突事故についてのレビューの結果、衝突事故は小規模の施設でも多数発生し得ること、事故の発生した風車は海岸部の段丘崖上や斜面上にあるものが半数以上を占め、これらの地形はオジロワシにとって衝突するリスクの高い条件のひとつと考えられている（白木 2012）。

北海道での調査結果によると、オジロワシの越冬期の飛行高度はバードストライクの危険性のある高さを多く飛んでいることが明らかにされた（植田ら 2010）。バードストライク対策を考える上では、留鳥や越冬個体など定着個体への対策が重要であるが、それだけでなく、宗谷岬などの海を越えてきたばかりの場所や段丘の切れ目などでは飛行高度が低く、バードストライクの危険があることが指摘されている（植田ら 2010）。

白木彩子（2012）北海道におけるオジロワシ *Haliaeetus albicilla* の風力発電用風車への衝突事故の現状. 保全生態学研究 17(1), 85-96.

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110009444717>（抄録）

植田睦之・福田佳弘・高田令子（2010）オジロワシおよびオオワシの飛行行動の違い. Bird

Research Vol. 6, pp. A43-A52.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/birdresearch/6/0/6_0_A43/article/references/-char/ja/

9) ガン類およびハクチョウ類の風力発電施設による影響について

大型の水鳥であるガン類とハクチョウ類については、風車へのバードストライクによる衝突死の危険性があるだけでなく、風車を回避して飛行せざるをえなくなり、その結果として繁殖率や生存率の低下を引き起こす可能性が指摘されている (Rees 2012)

E. C. Rees (2012) Impacts of wind farms on swans and geese: a review. *Wildfowl* 62. 37-72.